

議案第 64 号

日出町水道事業給水条例の一部改正について

日出町水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 1 月 1 日 提 出

日出町長 安 部 徹 也

日出町水道事業給水条例の一部を改正する条例

日出町水道事業給水条例（平成 10 年日出町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中「前項の申込みに当たり、管理者は」を「管理者は、前項の規定による申込みに当たり、」に改める。

第 7 条第 1 項中「もの」を「者」に改める。

第 9 条第 1 項中「町」を「管理者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村の長（地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村の長が法第 16 条の 2 第 1 項の指定をした者（次項、第 10 条第 2 項及び第 40 条第 2 項においてこれらの者を「他の市町村長等」という。）が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第 9 条第 2 項及び第 10 条第 2 項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加える。

第27条中「1月」を「1か月」に改める。

第28条第1項中「(料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。)」を削る。

第29条第6号中「各世帯均等」を「、各世帯均等」に改める。

第30条第1項第2号中「1月」を「1か月」に改める。

第32条第1項中「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第40条第2項中「指定給水装置工事事業者」の次に「又は他の市町村長等」を加え、「この限りではない」を「この限りでない」に改める。

第45条第2号中「及び第40条、第41条」を「又は第40条若しくは第41条」に改める。

第46条中「、不正の行為」を「不正行為」に、「、又は」を「又は」に改める。

第47条第2項中「1月」を「1か月」に改める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 理 由

災害時に指定給水装置工事事業者の確保が困難になる場合に備え、他の市町村の長等による工事を可能とするため、条例の一部を改正したいので提出する。